

取引参加者契約書（外国法人用）

（平成14. 4. 1実施）

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名 印  
（署名）

当\_\_\_\_は、株式会社名古屋証券取引所（以下「貴取引所」という。）の取引参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下「規則」という。）に従うこと、並びに規則及び取引の信義則を遵守すること。
2. 規則に基づいて貴取引所が行う、取引資格の取消し、有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。
3. 当\_\_\_\_が取引資格を喪失する場合は、その喪失について当\_\_\_\_が一切の責任を負い、貴取引所、他の取引参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴取引所からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当\_\_\_\_が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当\_\_\_\_と貴取引所との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。
6. 当\_\_\_\_と貴取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以上

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

(変更)

[平成15. 1. 14、令和元. 5. 1、6. 1. 4]